

2010年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査  
試験問題  
**法律科目試験**  
**（民 法）**

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののはかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカー や色鉛筆等の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープの使用は認めない。シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、3頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が3枚1組、第2問が2枚1組の計5枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2010年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民 法)

---

第1問 (70点)

次の判決文を読んで、以下の問い合わせに答えよ。

(1) 上告人は、平成7年3月にその所有する土地を大分県土地開発公社の仲介により日本道路公団に売却した際、同公社の職員であるAと知り合った。

(2) 上告人は、平成8年1月11日ころ、Aの紹介により、甲野花子から、第1審判決別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物（以下、これらを併せて「本件不動産」という。）を代金7300万円で買い受け、同月25日、甲野から上告人に対する所有権移転登記がされた。

(3) 上告人は、Aに対し、本件不動産を第三者に賃貸するよう取り計らってほしいと依頼し、平成8年2月、言われるままに、業者に本件不動産の管理を委託するための諸経費の名目で240万円をAに交付した。上告人は、Aの紹介により、同年7月以降、本件不動産を第三者に賃貸したが、その際の賃借人との交渉、賃貸借契約書の作成及び敷金等の授受は、すべてAを介して行われた。

(4) 上告人は、平成11年9月21日、Aから、上記240万円を返還する手続をするので本件不動産の登記済証を預からせてほしいと言われ、これをAに預けた。

また、上告人は、以前に購入し上告人への所有権移転登記がされないままになっていた大分市大字松岡字尾崎西7371番4の土地（以下「7371番4の土地」という。）についても、Aに対し、所有権移転登記手続及び隣接地との合筆登記手続を依頼していたが、Aから、7371番4の土地の登記手続に必要であると言われ、平成11年11月30日及び平成12年1月28日の2回にわたり、上告人の印鑑登録証明書各2通（合計4通）をAに交付した。

なお、上告人がAに本件不動産を代金4300万円で売り渡す旨の平成11年11月7日付け売買契約書（以下「本件売買契約書」という。）が存在するが、これは、時期は明らかでないが、上告人が、その内容及び使途を確認することなく、本件不動産を売却する意思がないのにAから言われるままに署名押印して作成したものである。

(5) 上告人は、平成12年2月1日、Aから7371番4の土地の登記手続に必要であると言われて実印を渡し、Aがその場で所持していた本件不動産の登記申請書に押印するのを漫然と見ていた。Aは、上告人から預かっていた本件不動産の登記済証及び印鑑登録証明書並びに上記登記申請書を用いて、同日、本件不動産につき、上告人からAに対する同年1月31日売買を原因とする所有権移転登記手続をした（以下、この登記を「本件登記」という。）。

(6) Aは、平成12年3月23日、被上告人との間で、本件不動産を代金3500万円で売り渡す旨の契約を締結し、これに基づき、同年4月5日、Aから被上告人に対する所

2010年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民 法)

---

有権移転登記がされた。被上告人は、本件登記等からAが本件不動産の所有者であると信じ、かつ、そのように信ずることについて過失がなかった。

・・・(略)・・・

そうすると、Aが本件不動産の登記済証、上告人の印鑑登録証明書及び上告人を申請者とする登記申請書を用いて本件登記手続をすることができたのは、上記のような上告人の余りにも不注意な行為によるものであり、Aによって虚偽の外観（不実の登記）が作出されたことについての上告人の帰責性の程度は、自ら外観の作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重いものというべきである。そして、前記確定事実によれば、被上告人は、Aが所有者であるとの外観を信じ、また、そのように信ずることについて過失がなかったというのであるから、民法94条2項、110条の類推適用により、上告人は、Aが本件不動産の所有権を取得していないことを被上告人に對し主張することができないものと解するのが相当である。

問1. 民法第94条第2項とは、どのようなことを定めているのか。設例を一つ挙げて説明せよ。(10点)

問2. 民法第110条とは、どのようなことを定めているのか。設例を一つ挙げて説明せよ。(10点)

問3. 民法第94条第2項と民法第110条の立法趣旨について説明せよ。(10点)

問4. 類推適用とは何か。(10点)

問5. この判決は、なぜ本件の事実関係に民法第94条第2項と民法第110条を類推適用したのか。(30点)

2010年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民 法)

---

第2問（30点）

下記の事例につき、(1) および (2) の問い合わせに答えなさい。

[事例] 2008年9月15日に、Aは、1週間の旅行に出発するに当って、9月22日午後5時に連れて帰る約束で、飼犬甲をB（ペットホテルとペットショップ経営）に、報酬35000円を支払って、預けた。

Bは、9月18日午後1時に市役所に出頭するよう、要請された。出かける前に、Bは従業員Cに、「夕方4時には戻る。それまで店にいること。止むをえない事情で、店から一時出ることが必要になったら、必ず店の戸を閉めて、施錠し、すぐに戻る旨の表示をすること。各ケージには水のボトルを設置して給水のセットをし、ケージの鍵を必ずかけること。」と指示した。

Cは、ひとりで店番をしていたが、のどが渴いたので、近くのコンビニエンス・ストアに飲料を買いに行った。その際Cは、入口のドアに施錠しないまま店を空け、10分後に戻ってきた。その時、甲のケージがあけられ、甲はいなくなっていた。

(1) A・B間の法律関係について、特に、BがAにどのような義務を負うのかに留意して、具体的に検討しなさい。

(2) AはCにも損害賠償を求めることができるのかについて、Cの義務に留意して、検討しなさい。